

社会福祉法人 山ノ内町社会福祉協議会

平成28年度 事業計画（案）

視点 「一人を支え、地域を支え、つくり出そう安心な町」

目標

- ◇ボランティア活動の強化・連携・組織化を進めながら、さらなる活動の輪を広げ、住みよいまちづくりの実現を目指す。
- ◇家庭・地域・教育機関との連携を強化し、思いやりのある心を育てる福祉・生涯学習の推進を図る。
- ◇各区・組に福祉活動を推進する組織結成を目指し、地域に密着した小地域活動の推進を図る。
- ◇地域住民の参加と連携により、助け合いの心を町の福祉事業に活かすため、共同募金運動の推進を図る。
- ◇介護保険・障害福祉サービスの充実を図る。

社会福祉協議会は、社会福祉法で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体（福祉サービスなどを利用する住民を支援する団体）」と規定されており、「住民の参加を基本とし、福祉関係者をはじめ幅広い分野の関係者・団体と共に地域福祉（保健福祉）の推進のため、計画的・協働的（共働的）に諸問題の解決に取り組み、住民が安心して暮らせる地域づくりを進める社会福祉法人（非営利団体）」です。

社会福祉法により、“地域福祉”という考え方が現代福祉の支流となりました。これにより制度化された在宅福祉サービスと住民によるソーシャルサポートネットワーク（社会的支援ネットワーク）の推進により「誰もが住みよいまちづくり」を進めるための様々な活動・事業が実施されています。

このような中、少子化・核家族化による子育て問題、後を絶たない子どもや高齢者等を巻き込む事件・事故、また在宅介護問題等に対し、近所・地域といった身近な互助力が重要であるとの再認識が求められています。福祉現場(デイ・ヘルパー等)から個人を見つめ、地域で支える仕組みを考える視点も重要となっています。持続可能な介護保険制度の実現のためにも、制度改革による地域包括ケアシステムの推進における、社会福祉協議会への期待も高まっています。

また、ボランティア活動者や福祉活動関係者の組織化や、活動などの整理・見直しが必要に迫られています。さらに、町行政による地域福祉計画との連携の取れた事業推進が望まれています。

山ノ内に住む全ての住民の福祉向上を目指し、本会では「地域福祉の推進」を再確認し、社会福祉協議会の5つの活動原則である ①あらゆる生活課題への対応、②相談・支援体制の強化、③アウトリーチの徹底、④地域のつながりの再構築、⑤行政とのパートナーシップ をもとに、地域ごとの調査・研究を進め、「誰もが住みなれた場所で、その人らしく暮らせる地域づくり」のため、計画的に次の事業を実施・展開していきます。

平成28年度社会福祉協議会 実施事業分類

- 1 住民活動支援事業
- 2 人材育成事業
- 3 地域福祉啓発事業
- 4 地域福祉関係事務
- 5 サービス提供業務
- 6 法人運営

～事業別実施活動一覧～

1 住民活動支援事業

<方針> 山ノ内で暮らす住民の日常的な生活を支援することを目的とした各事業の推進や、関係団体（当事者団体）への組織結成及び活動の支援、ネットワークづくりを推進する。

(1) 支援事業

- ア 配食サービス（交流会食会の実施：9月頃予定）
- イ 脳元気教室
- ウ 地域福祉活動推進団体支援事業（いきいきサロン支援）
- エ 福祉団体支援事業
- オ 重度障がい者外出支援事業（個別外出支援）
- カ 高齢者いきがい活動支援事業（手芸教室）
- キ 障がい者支援事業（障がい者スポーツ・レクの開催等）
- ク 障がい者（児）社会参加支援事業（余暇活動）
- ケ 一人親支援事業
- コ 一人暮らし高齢者支援事業（一人暮らし高齢者おたっしや会）
- サ 一人暮らし高齢者安否確認事業（訪問見守り事業の充実）
- シ 介護者支援事業（介護者リフレッシュ教室・介護者リフレッシュ旅行）
- ス 歳末助け合い運動（施設慰問・おせち料理購入補助）
- セ 災害等支援活動
- ソ 買い物弱者支援事業（わくわく商店街）
- タ 福祉車輛貸出（車イス用リフト付き自動車）

(2) 福祉権利擁護事業・金銭貸付事業

- ア 金銭管理・財産保全サービス
- イ 日常生活自立支援事業（準基幹的）
- ウ くらしの資金・高額医療費貸付事業（独自事業）
- エ 生活福祉資金貸付事業
- オ 関係事業の相談・支援
- カ 生活困窮者自立支援法に伴う「まいさぼ飯山」との連携
- ケ 成年後見制度に伴う「圏域内権利擁護センター」との連携

(3) 結婚相談所事業

- ア 結婚相談所の開設（毎週火曜日 地域福祉センター1階相談室）
- イ ふれあい交流会の開催
（特に友好姉妹都市への女性参加者の広報、ホームページの活用）
- ウ 二市二郡連絡会議として広域イベント（ii 出合い in 北信州）
- エ 男性登録者への啓発学習会の強化

2 人材育成事業

<方針> 住民主体による福祉活動を推進し、創造性豊かな住民活動（ボランティア活動）の中心となる人材の育成や福祉・生涯学習を積極的・計画的に推進する。更に、つつみ住民活動センターを拠点と位置づけ、住民や活動等をつなぐ「つながりの要（拠点）」として推進する。

(1) ボランティア育成・支援事業（ボランティアコーディネート）

- ア ボランティア講座（講習会・セミナー）の開催
- イ ボランティア交流会の開催
- ウ ボランティア研修会・視察の実施
- エ 山ノ内町住民活動センター運営委員会（団体・個人）支援

(2) 福祉学習事業

- ア 福祉協力校（4小学校・中学校）への協力・支援（福祉学習の推進）
- イ 学生や一般町民を対象としたボランティア体験事業

3 地域福祉啓発事業

<方針> 山ノ内町住民をはじめ、関係団体・機関に広く福祉情報を広め、地域福祉の推進に対する意識を高める。

- (1) ふれあい広場の開催（企画・実行支援）
- (2) 社会福祉大会の開催
- (3) 地域福祉活動計画の作成（地域に出向き調査等）に向けた取組み
- (4) 社協広報誌“ちからこぶ”の発行（ボランティア情報誌の別冊発行）

- (5) 社協ホームページ充実 (<http://www.honobono-shakyo.or.jp>)

4 地域福祉関係事務

<方針> 山ノ内町の福祉向上につながる各種関係業務について行政と連携しながら、広く住民の理解をいただき積極的に推進する。

- (1) 日赤長野県支部山ノ内町分区事務
 - ア 赤十字募金の実施
 - イ 義援金等の受付
 - ウ 災害被災者支援（物品・見舞金）
 - エ 赤十字講習会の開催
 - オ 赤十字奉仕団事務

- (2) 長野県共同募金会山ノ内支会事務
 - ア 赤い羽根共同募金の実施
 - イ 災害被災者支援（見舞金）
 - ウ 共同募金委員会の設置の検討

5 サービス提供業務

<方針> 住民一人ひとりが安心して、満足のいく生活ができるように、質の高い各種サービスの提供をする。

- (1) 居宅介護支援事業所の運営（介護保険法）
- (2) 通所介護事業所の運営（介護保険法・障害者総合支援法）
- (3) 訪問介護事業所の運営
(介護保険法・障害者総合支援法・生活支援ホームヘルプサービス)
- (4) 福祉用具貸与事業所の運営（介護保険法）
- (5) 就労継続支援（B型）事業所「ももの木」の運営（障害者総合支援法）
- (6) 障害者相談支援事業所「みのり」の運営（障害者総合支援法）
- (7) 新規事業展開の検討・実施
 - ア 地域支援事業の通所型サービスAの移行・実施
 - イ ももの木事業所の移転・充実

- ウ 県次世代ヘルスケア産業協議会による、おもてなしの宿事業（訪問介護事業）の検討・実施
- エ 生活支援コーディネーターの研究

※（１）～（４）の介護保険事業所では、ISO9001の認証取得をし、良質で充実したサービス提供の維持・向上を目指しています。

6 法人運営

<方針> 社会福祉協議会の推進する事業が適正に運営され、広く住民の理解がいただけるように、安定経営の維持、確率をめざす。

- （１）理事会の充実・強化
- （２）役職員の研修・学習会の開催
- （３）社協会費の加入促進
- （４）経営診断事業の実施
加えて県内５社協経営研修会の充実
- （５）個人情報保護に関すること
- （６）社協職員の福利厚生の実施
- （７）新規事業展開を中心とした職員プロジェクトチーム作りの推進・実施